



令和6年4月1日から

おたふくかぜワクチン 任意接種費用を全額助成します



おたふくかぜは、ムンプスウイルスの感染によって起こり、髄膜炎や難聴などの重い合併症を引き起こす可能性がある感染症です。おたふくかぜは、ワクチンを接種することで、発症率低下や重症化予防が期待できます。

助成の対象

大鰐町に住民票がある
**1歳から小学校就学
前までの**幼児の保護者

助成金額

予防接種にかかる
費用の**全額**

助成回数

1人につき**2回まで**

申請方法

医療機関窓口で**予防接種費用全額を支払った後**に、必要書類を添えて申請します。
(償還払い)

※**令和6年4月1日以降**に予防接種したものが対象となります。

持ちもの

- ①おたふくかぜワクチン接種費用助成金交付申請書
- ②接種した医療機関等の領収書（接種した予防接種が確認できるもの）※原本
- ③予防接種の記録が記載されているもの（母子健康手帳又は予防接種済証）
- ④振込先の金融機関、支店、預金種別、口座番号、口座名義（カナ）がわかるもの
（通帳またはキャッシュカードの写し）

申請期限

予防接種を受けた日の属する年度の末日まで

（例：4月1日に接種した場合は、翌年の3月31日が期限です。）

期限を過ぎた場合は、申請できません。

3月に予防接種を受ける場合は、ご注意ください。



標準的な接種年齢

日本小児科学会が推奨する標準的な接種スケジュールは次のとおりです。

1回目：1歳以上

2回目：小学校就学前の1年間（幼稚園年長児相当の4月1日から3月31日まで）

おたふくかぜワクチンは、予防接種法に基づかない任意の予防接種となりますので、かかりつけ医等にご相談の上、予防接種の効果や副反応等をご理解いただいた上で判断し、接種してください。

【お問い合わせ・申請窓口】

大鰐町保健福祉課 健康推進係 (⑧番窓口) TEL：0172-55-7149 (直通)